

福島県総合計画審議会 議事録

1 日時

平成 25 年 1 月 18 日（金） 13 時 30 分～15 時 10 分

2 場所

福島市男女共同参画センター ウィズ・もとまち 4 階大会議室

3 出席者

（委員）鈴木浩会長、小野委員、加藤委員、木田委員、響田委員、國井委員代理：船木様、佐藤光俊委員、塩谷委員、庄條委員代理：長島様、鈴木幸男委員、瀬戸委員代理：佐藤様、瀬谷委員代理：山田様、高谷委員代理：佐藤様、長澤委員、長林委員、早矢仕委員、結城委員、渡邊委員、小橋委員

（福島県）企画調整部長、企画調整部政策監兼次長（地域づくり担当）、復興・総合計画課長、復興・総合計画課主幹兼副課長、土地・水調整課長、土地・水調整課主幹兼副課長、自然保護課主幹兼副課長、農業担い手課長、森林計画課長、森林保全課長、都市計画課長（以上事務局）

総務課主任主査、生活環境総務課主査、保健福祉総務課長、商工総務課長、農林企画課長、土木企画課長、経営企画課長、警務部警務課企画官

4 議題

- (1) 福島県国土利用計画の見直し等について
- (2) その他

5 決定事項・確認事項

- (1) 福島県国土利用計画の見直し案及び福島県土地利用基本計画の見直し案を決定した。
- (2) 前回審議会後の総合計画見直しの経緯等について、事務局から説明があった。
 - ア 名称を「ふくしま新生プラン」、基本目標を「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」とした。
 - イ 11 月 22 日の知事への答申、11 月 26 日の県案決定を経て、12 月 20 日に議決された。
 - ウ 今後各種媒体を活用し、県民への周知に努める。
- (3) 復興計画について、事務局から説明があった。
 - ア 避難指示区域の見直しや復興計画評価・検討委員会の意見を踏まえて計画の見直しを行い、12 月 28 日に決定した。
 - イ 今後は総合計画と復興計画を一体的に進めていく。

6 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司 会
(大野主幹)

<開 会>

それでは、大変お待たせをしております。本日は、お忙しいところ、また、お足元の悪いところをお集まりいただき誠にありがとうございます。

ただいまから福島県総合計画審議会を開催いたします。

はじめに、福島県企画調整部長よりごあいさつ申し上げます。

企画調整部長

<企画調整部長あいさつ>

皆さん、こんにちは。企画調整部長の野崎でございます。

今ほど司会のほうから申し上げましたように、こういう大雪の中、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。駐車場に行くまでにも滑りますので十分お気をつけをいただきたいと思います。県の某部長も通勤の途中で滑って転倒いたしまして、骨盤を骨折するという大けがをいたしました。ただいま入院をいたしておりますけれども、本当にお気をつけいただきたいと思います。

さて、昨年末でございますが、この県総合計画審議会でご審議をいただきました県の総合計画、福島の新しいプランでございますが、昨年の 12 月 20 日に県の計画として正式に決定をいたしました。本当にありがとうございます。

それと、12 月 28 日に避難区域の見直し等を踏まえまして見直しを進めておりました県の復興計画につきましても、避難区域の見直し等を踏まえた変更を行いまして、12 月 28 日に第 2 次の復興計画として決定をしたところでございます。

今年は、総合計画、そしてこの復興計画を一体的に推進をして、復興に向けたまさに実行の年にするということで知事も常々言っておりますので、これは市町村の皆様、県民の皆様、そして委員の皆様の引き続きのご支援をいただきながら、全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日でございますけれども、県国土利用計画、そして県土地利用基本計画の見直しと、本県の土地利用にとりまして非常に重要な案件を議題とさせていただいております。この 2 つの計画につきましては、昨年の 2 月に知事から見直しについてこの審議会に諮問をさせていただきました。その後、この県の総合計画審議会に設置をされました県国土利用計画見直し検討部会におきまして、これまで 5 回にわたりご審議をいただいたところでございます。鈴木部会長さんをはじめ 7 名の部会員の皆様のご尽力に、改めて御礼を申し上げます。

昨年 11 月に開催しましたこの県総合計画審議会では、県国土利用計画及び県土地利用基本計画の見直し中間整理案について皆様にご審議をいただいたところでございますが、その後、平成 32 年の計画目標数値を記載いたしますとともに、パブリックコメント等を経まして、本日、この 2 つの計画について見直し案としてご提示をさせていただきます。委員の皆様には、この 2 つの計画がよりよいものとなりますように十分にご審議をよろしくお願い申し上げます。

それから、なお、知事でございますけれども、既にご承知のとおり、今、医大に入院をしております。大腸憩室出血ということだそうですが、大腸憩室、憩いの部屋ということになるのでしょうかけれども、腸のなにか筋肉のところが粘膜が飛び出たりするらしいのですが、こういうのは60歳以上の方には3～4割、皆さん持っておられるということで、それ自体は別に問題ではないということなのですが、たまに便秘等の関係で出血をすることがあるということでございまして、そんなに心配する病気ではないということでございました。来週には公務復帰をするのではないかと考えております。いろいろご心配をおかけいたしました。来週には元気に出てまいりまして、引き続き復興に向けて全力で取り組むものと考えております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

開会にあたりましてのごあいさつにさせていただきます。

<会長あいさつ>

続きまして、福島県総合計画審議会の鈴木会長にごあいさつをお願いします。

改めまして、足元が悪い中ご出席いただきましてありがとうございます。

今週早々、全国に雪が降って、たまたま東京にいましたら、東京の人が僕に対して「福島も大変ですね」と言ってくださいましたけれども、東京で雪が降ったときにそういうイメージがわくのですね、福島でも大変ですね。「そんなこと福島だとか東北地方は年がら年中です」と僕はついつい言ってしまいましたけれども、原発事故もそうだと思います。なかなかリアリティーがない中で、この雪国の大変さというのは実はわからない。ここ福島も、こんなに雪が降ることはそんなにないので皆さんも結構驚いておられると思いますが、そういう中お集まりいただきましてありがとうございます。

先ほど、企画調整部長からお話がありましたように、この県国土利用計画、それから県の土地利用基本計画の見直し、昨年2月にこの審議会の中で知事のほうから諮問を受けた案件でございます。諮問を受けた後にすぐに県国土利用計画見直し検討部会を設置して、木田委員、國井委員、庄條委員、長林委員、小橋委員、田中委員、そして私、7名で、都合5回、この案件で審議してまいりました。併せて、この部会でご検討いただいた委員の方々にもお礼を申し上げたいと思います。

そして、昨年11月13日になりますが、この審議会では、この国土利用計画、土地利用基本計画について、中間整理案ということでご審議をいただき、その結果を受けながらまた検討部会での意見を重ね、さらにはパブリックコメント、それから市町村、関係機関からの意見などを踏まえて、実は中間整理案では盛り込まれていなかった、例えば目標年次平成32年の数値目標をこの中に入れて見直し案としてまとめたところがあります。

本日、この2つの見直し案に対して皆さんにご審議をいただき、最終答申案としてまとめれば、すぐにでも知事のほうにこれを答申として提出する、こういう段取りになろうかと思います。

古くから審議会に関わっておられる方はおわかりかもしれませんが、実

司 会
鈴木会長

はこの国土利用計画というのは、もう大分前になりますけれども、福島県の審議会では総合計画審議会と別でございました。総合計画審議会があり、もう一つ、国土利用計画審議会というものが別にあって、別々な審議会として動いていました。しかし、これは密接に関わることなので、総合計画審議会の中でこの国土利用計画と土地利用基本計画を審議すると、こういうシステムに置き換わったわけでありまして。

この国土利用計画や土地利用基本計画についてもさまざまな議論があって、福島県の中ではさまざまな、あるいはトライ・アンド・エラーに近いような取り組みをしてきて、これが実は国交省の国土利用計画検討の委員会の中でもその県の取り組みが紹介されるというような過程があって、今、国のほうでも国土利用計画の新たな役割、あるいはその有効性、土地利用基本計画はどうしたらいいのかというようなところに一步突き進むというような過程を踏みました。言ってみると、福島県のこういう取り組みが全国にも影響を与えてきたのだなと私は思っています。

いずれにしても、今日は2つの見直し案について皆さんにご提示をし、今日ご意見をいただいて最終的な答申案にまとめればよいなと思います。さまざまな見地・領域の方々がおられますので、ぜひ貴重なご意見を賜ればありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

本日ご用意させていただきました資料としまして、福島県総合計画審議会の本日の次第でございます。出席者名簿でございます。席次表でございます。そして、資料番号がついているものがございますが、資料1といたしまして、福島県国土利用計画見直しに係る審議経過、資料2-1といたしまして、見直しの中間整理案に関しますパブリックコメントによる意見とその対応、資料2-2といたしまして、中間整理案に関します市町村の意見による修正、資料2-3といたしまして、同じく関係機関の意見や他の計画との整合等による修正、資料3といたしまして、県土の利用区分ごとの規模の目標の考え方、資料4といたしまして、見直しの概要でございます。資料5といたしまして、計画の見直し案でございます。資料6といたしまして、土地利用基本計画の見直し案、本文でございます。資料7といたしまして、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の概要でございます。資料8といたしまして、県復興計画（第2次）の概要版でございます。以上、資料番号がついたものが8つがございます。そのほかに、青いファイルといたしまして、国土利用計画に関します参考資料をとじております。以上のほかに、県総合計画審議会条例及び県総合計画審議会名簿もお配りしております。ご不足等はないでしょうか。

<議 事>

それでは、これ以降の進行につきましては、会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ここから私が議事の進行役を務めさせていただきます。よろしくお

司 会

司 会

鈴木会長

願います。

議事に先立ちまして定足数の確認を行います。実は、出席者名簿が皆さんのお手元にあります、野崎委員が出席になっておりますが、急遽欠席というご連絡が入っております。それから、もうお一方、滝田委員が出席になっておりますが、今、遅れているようでありませう。若干変更がありますが、今の時点で19名の方々が出席しておられますので、本審議会は有効に成立していることを、まずご報告申し上げます。

続きまして、議事録署名人を2名選びたいと思います。私のほうから議事録署名人をご指名申し上げますのでよろしく願いいたします。お一人は木田委員、もう一方は結城委員にお願いしたいと思います。よろしく願います。

それでは、早速本題に入ります。議事の1番目、「福島県国土利用計画の見直し等について」であります。

国土利用計画及び土地利用基本計画の見直しにつきましては、先ほども申し上げましたが、前回、11月13日の総合計画審議会において事務局から見直し中間整理案が提出され、皆様にご審議をいただきました。その後、パブリックコメントによる県民からの意見聴取、市町村、関係機関への意見照会が行われたところです。また、1月10日、今年になってからですが、第5回の検討部会を開催し、見直し素案について議論を行いました。こうした結果を踏まえて、事務局では見直し中間整理案を見直し案として内容の更新を行っております。いわば最終案であります。

それでは、事務局のほうから説明がありますので、よろしく願いいたします。

土地・水調整課長

事務局、土地・水調整課の高橋です。いつもお世話になっております。よろしく願いいたします。

それでは早速、資料に基づきまして説明させていただきます。資料1をご覧ください。これは審議経過をまとめたものでございますが、これまで2回の審議会と5回の検討会で審議をいただいております。本日、最終の見直し案ということで審議をいただくことになっております。

今後の予定が下に書いてございますが、知事への答申、さらには政策調整会議において決定、さらに県議会の2月定例会に議案として提出する予定となっているということでございます。次の2ページはスケジュールになっておりますので、参考としていただきたいと思います。

資料2に移りまして、まず資料2-1でございます。「パブリックコメントによる意見とその対応案」ということで、6件、これは3名からいただいた件数すべてでございますが、一通りご説明させていただきたいと思います。

まず、1番目でございますけれども、ここの意見につきましては、「原子力災害に関してどのようなことを行うことでこの基本理念を実現していくのか」というような中身かと思っております。これにつきましては第4章、必要な措置の部分でございますが、原子力災害からの復旧・復興・再生、その部分で対応したいと考えております。さらに、なお書きのところでございますが、第2章の基本理念のところ、「効果的・効率的な除染を推進するとともに」というような下線の部分

を加えまして、除染の推進を強調したいと考えております。

2番目でございますが、これは「地目横断的な視点」という言葉がわかりづらいということでどうかということでございますが、欄外の注釈において対応したいと考えております。

2ページに移っていただきまして、3番、これは「ライフライン多重化・多元化」、これがもう少しということでございますが、これについても欄外の注釈で対応させていただきたい、下線の部分の表現で対応させていただきたいと考えております。

4番目でございますけれども、これは県中地域の部分でございますが、あぶくま高原道路等が欠落しているのではないかとのご意見でございます。これにつきましては右側の下線部のような形で記載を追加させていただきたいと思っております。

5番目でございますけれども、これにつきましては、文章が大分長いのですが、趣旨といたしましては、阿武隈地域が避難指示区域等やいわき地域に隣接しており、復興を担える地域であることのご意見と理解し、対応させていただきませんが、中身といたしましては、他の地域の記載とのバランスを考慮した表現ということで、なお書き以下のところで道路整備等の記載を追加し、下線の部分を加えさせていただくということで対応したいと考えております。

次のページ、最後の6番目でございますけれども、これにつきましては、再生可能エネルギー発電の普及が非常に重要で急ぐ必要があると、それを表現しておくべきだというご意見でございます。これにつきましては、これまでも再生可能エネルギー関連産業による振興というようなことの部分を各部分に記載させていただいておりますけれども、こういったご意見もございますので、第1章の「環境負荷低減」の部分、さらには第4章の「環境への負荷の少ない土地利用」、こういった部分に再生可能エネルギーの部分、具体的に名前を出していきたいということで加えたいと考えております。

次、資料2-2でございます。「市町村の意見による修正」ということでございますが、これについては文言修正等につきましては何点かございますが、②番につきましては、道路整備が重要であるということから、「災害に強い県土づくり」にも入れるべきだろうというようなご意見でございました。実は、これにつきましては、検討部会では別案でございまして、災害時にも機能する広域ネットワークというようなことでお受けしたいという案を検討部会では示させていただきましたけれども、やはり、東西連携道路ということで強調すべきではないかというご意見を受けまして、ここに記載のような、右側のほうの部分で表現を、下線の部分ということで加えさせていただく。場所といたしましては、10ページ目の部分と26ページ目の部分がございますので、このような形で加えるということで今回修正して提示させていただいております。

この市町村の意見につきましては、その他もいろいろございましたが、検討部会の意見と重複するものについては省略いたしました。さらには、庁内での検討とも重複している部分については、既に盛り込んでいる意見もございましたの

で、ここではこういった意見ということでございます。検討部会では、除染の重要性・必要性、さらには復興に向けた新たな土地需要への対応、さらには農地・森林の再生・回復、そういった部分の意見を多数お受けしておりますが、そういった意見が市町村の意見からも出てきておりまして、そういった部分をこの案にも盛り込んでいるという状況でございます。

次に、資料2-3を見ていただきたいと思いますが、「関係機関の意見や他の計画との整合等による修正」ということで、ここには7件ほど挙げさせていただきましたが、ここで主なものということで、まず1点目でございますけれども、これにつきましては、総合計画の中の人口を緩やかな人口減ということで、189万人ということで「見込む」ということで提示をさせていただきましたけれども、検討部会でのご意見で、「想定」という部分を第3章で使っているのであれば、「見込む」のではなく「想定」のほうがいいたろうということで、今回修正して、検討部会の意見を受けまして、「想定」という形で表現させていただいております。

2番、3番と飛ばさせていただきましたが、次のページの4番ということでございます。4番については、低未利用地の項目で耕作放棄地ということで書いてございましたが、耕作放棄地の部分だけでなく、農用地そのものの部分に耕作放棄地を書いたらいいのではないかという意見でございます。真ん中の欄、下の3行から読ませていただきますと、「一方、農用地の項目においては、耕作放棄地について農用地としての積極的な活用を図ることの記載がないことから、追加して記載してはどうか」というご意見でございまして、全くそのとおりでございますので、右側の下線の部分という形で加えさせていただいております。

その他の意見につきましては文言修正ということでご覧いただければと思います。

なお、この資料2で出てきていない部分、時間的に間に合わなかった部分がございます。実は1月10日の検討部会の審議で保留していたものがございます。それは、「放射性物質の影響の大きい地域における農用地の活用」というようなご提言をいただいております。これにつきましては、今回ということで、資料の5を見ていただきたいのですが、資料の5の14ページをご覧ください。これは、第2章、基本構想の利用区分別の部分でございまして、農用地の部分でございまして、14ページの4行目、下線を引いているところを読ませていただきますが、「避難指示が解除された地域等にあつては、認定農業者や集落営農組織・農業生産法人の育成、花き・種苗等非食用作物への転換など新たな経営・生産方式の導入を進め、農用地の利用を促進する」という文言を加えました。これは、農用地の再生に向けて、いろいろな取り組みが、今、現在進行形で進んでおります。こういった点について、農林水産業振興計画においても記載を検討しておったのですが、ただ、流動的な部分もございましたので、今回ようやくこの審議会に間に合うような形で、こういった形で載せたいという部分でございます。

さらに、これと同じ記載を、必要な措置の部分、第4章でございまして24ページをご覧いただきたいのですが、本文の24ページです。8行目にも、これ

は農用地の有効利用の項目でございますけれども、ここにも同じく、これから取り組んでいこうというこの部分を今回加えさせていただきたいということでの修正をお願いして、ご審議いただければと思います。

ということで、資料2-1、2-2、2-3を終えさせていただきます。

次に、資料3をご覧いただきたいと思います。A3一枚の資料でございます。これは「県土の利用区分ごとの規模の目標の考え方（案）」ということでございます。これは、先ほど会長からのお話にもあったように、前回、中間整理案では空欄であったものを入れたものということでございます。これを最終的には説明したいと思うのですが、本文でどういう位置を占めているかということで、資料5をもう一度ご覧いただきたいと思います。

資料5の17ページをご覧いただきたいと思いますが、ここは第3章、「県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」というものでございます。このページの下に表がございますが、これが資料3の大きな表になっているというもので、数値は全く同じものでございます。

これはどういう意味を持つかということでございますけれども、こういった面積、平成32年でこういう形で利用していきましようということを想定あるいは目標にしていくというようなものでございまして、その前提条件が上に書いてございます。1、利用区分ごとの規模の目標ということで、(1)目標年次は平成32年とし、基準年次は平成22年とするという部分です。(2)といたしまして、基礎的な前提となる人口、これを平成32年においておよそ189万人と想定すると。これは総合計画の緩やかな減少のシナリオAの数字ということですので。(3)県土の利用区分はこういった区分でございますけれども、これは全国統一の利用区分ということになっております。(4)県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土利用の現況と過去からの推移などをもとに、第2章「県土利用の基本構想」を踏まえ、利用区分間の調整を行った上で定めるものとするということになっております。というような形で、平成32年の数値を規模の目標として数値を入れたものが平成32年の欄の数字だということでございます。

これを詳しく説明するために、さらにもう一度、資料3のほうに戻っていただきたいと思います。資料3のこの数値は、先ほどの17ページと全く同じものでございますけれども、この欄の利用区分、さらに平成22年、これは基準年次の平成22年の現況の数値ということでございます。その右側、平成32年、これは目標年次、平成32年の規模の目標ということでございます。

では、上から主要なものを説明させていただきます。農用地の中には、農地と採草放牧地がございます。農地につきましては、目標といたしまして14万8,604ヘクタールということでございます。これにつきましては、農地の転用面積の減少、さらには耕作放棄地対策の推進などにより減少傾向が鈍化することを見込むと書いております。これは、右側を見ていただきますと図がございますが、これは、これまでも農地につきましてはいろいろな宅地とかそういったところに転用されまして徐々に減ってきておりますが、その点は鈍化するだろうということでございます。減少要因・増加要因の欄も右側に書いてございますけれども、例え

ば、宅地とか商業地、工業あるいは道路、そういったところに利用されて農地が減っていると。さらにはその下、耕作放棄地化という部分がございます。そういった部分で農地が徐々に減っている。ただ、耕作放棄地化、例えば福島ですと桑とか葉たばことか、そういった部分がかつくり耕作放棄地化した時期もございましたが、そういった部分はだいたい落ち着きまして耕作放棄地化にも歯止めがかかっておりますので、そういった部分がなくなってくるだろうと。その下の増加要因のところ、耕作放棄地の解消ということで、3,454ヘクタールございますけれども、これは総合計画の中にも位置づけられ、かつ農林水産業振興計画の中にも、平成25年から32年までで3,000ヘクタールの耕作放棄地を解消していこうという計画がございますので、それに平成23年と24年の2年間を加えまして、3,454ヘクタールの解消に努めるという目標でございます。その下、森林からの転入、一部、1年に1ヘクタールほど森林から農地というような値もございますので、その分を上げているという部分でございます。

もう一度左側に戻っていただきますと、次が97万281ヘクタールということで、これについては200ヘクタールの減を見込むということでございますが、これは林地の開発面積の減少、さらには海岸防災林の造成などにより減少傾向が鈍化することを見込むということで、これも右側の図を見ていただきますと、ほぼ横ばいではございますが、森林についてはこういった状況になってきているということで、32年についても、減少傾向はあるけれども鈍化するだろうということでございます。減少要因の中身といたしましては、宅地や農地等への転出があると、増加要因といたしましては海岸防災林、これは今、津波対策ということで、堤防さらにはその後背地としての防潮林、そういった部分を取り組んでおりまして、そういったものを上げた数字でございます。その下、農地からの転入、そういった部分もあるということでございます。

もう一度、左のほうに戻っていただきますと、水面・河川・水路、これについては、ダムとかができれば面積がどんと水面が増えるということもございましたが、今回見込まれておりますのは河川改修ということで、一部、洪水等による河川改修がございますので、そこを若干見込むということでございます。

道路についてでございますが、これは供用された面積ということで、造成中の道路ではなくて、造成されて供用されたということでございまして、これが5万3,325ヘクタール、1,671ヘクタールの増を見込むということでございます。これについては、今盛んに高速道路に取り組みまして、高規格道路にも取り組まれている、さらには毎年行われているバイパス等の道路改良、そういった部分の合計でこの部分を見込むということでございます。具体的には常磐自動車道とか東北中央道、そういった部分の高速道路がどんと出来ましますので、これまでよりは伸びが若干多いという部分でございます。

次に宅地ということでございますが、その中の一つ、住宅地ということで、2万9,024ヘクタール、452ヘクタールの増ということでございますが、今後の総世帯数の動向などを見ながら若干の増分がありますが、増加は鈍化するということでございます。福島県の人口は、平成10年1月にピークを迎えて減少してお

りますが、世帯数が伸びている、さらにはその世帯数を受けての住宅数が伸びているというような部分がございます、若干、これまでの傾向からいけば増えるだろうということがございます。この住宅地につきましては、右側のほうに図がございますが、こういった低減状態というようなものがございます。減少要因を見てみますと、防災集団移転に伴う110ヘクタールの減でございますが、これは堤防と同じで、今計画が進んでおりますが、その部分を集計いたしますとこういった部分が出てくるということがございます。

左に戻りまして、工業用地ということがございますが、4,719ヘクタール、211ヘクタールの増ということがございますが、これは県として福島県の復興を図るために企業立地補助金といったもので取り組んでおりますので、これまでの傾向でいきますと横ばいというような部分でございますが、これについては増加を見込むということにしております。この工業用地も先ほどの道路と同じように稼働面積ということで、10人以上の稼働工場の面積ということで集計しておりますので、単につくただけとか、あるいは工業団地として造成したけれどもまだ稼働していないというような部分は入らないということです。これにつきましては、震災前でも273ヘクタールの工場用地が分譲されておりましたけれども、その部分が仮設などで使われていること等があるということがございまして、さらに、規模が小さい工業団地だったということもございまして、復興に向けて大規模な工業団地を開発しようということに、今、県で取り組んでおりますので、そういった部分の工業団地を稼働させたいということでの目標値でございます。

その他の宅地につきましては、これは、住宅地が増える部分に関して、商業用地とかサービス事業用の用地ということで増加が若干住宅地にあわせて増えるということがございますが、これも増加が鈍化ということがございます。

最後の合計でございますけれども、137万8,354ヘクタール、これは78ヘクタールほど増加するということが書いてございますが、これは港湾整備等による埋め立てでの増加を見込むということがございます。

以上、こういった面積によって、県土利用を進めていきたいと考えております。この面積は利用できない土地の回復・再生を図る必要があります。実際、23年においてはどんと利用が落ちている部分、つまり津波、震災、原発災害で利用が落ちている部分があり、それを回復した上で、32年にはさらにこういった形での利用を伸ばしたいという部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料3は以上でございます。

次に、資料4につきましては概要でございますので割愛させていただきます、資料5については、先ほど説明させていただきました。

資料6は土地利用基本計画書でございますけれども、めくっていただきまして表紙の裏のページ、目次がございますけれども、ここの部分の1番、「土地利用の基本方向」、これについては国土利用計画の第2章の「基本構想」の部分を盛り込んでおります。さらに変わっておりますのは線が引いてあるところで、2の(2)東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画に関する制度、

鈴木会長	<p>これについては前回示しておりますので変更はございません。</p> <p>この計画は、具体的な事業における土地利用の指針となるということで、今後、実行の年の土地利用に関する旗振りの計画ということで頑張っていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。お手元の資料、国土利用計画と土地利用基本計画、この中身の変更ということについてご説明をいただきました。</p>
長林委員	<p>では、ただいまの事務局の説明について何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。——いかがでしょうか。</p> <p>資料5と資料6ですが、ずいぶんよく書けて、文章でつないでいただいたのでいいと思いますが、資料6ですが、言葉としてちょっと足りないということとわからないところがありますので教えていただきたいのですが、まず、2/9の「美しくゆとりある土地利用」という、この「美しくゆとりある土地利用」という表題もよくわからないのですが、もっとわからないのは、「ゆとりある都市環境形成」という言葉は、これがちょっと言葉を、例えば何を持った中でのゆとりなのか。といいますのは、これは後ろのほうにも同じ言葉があって、こちらのほうがわかりやすく。——すみませんが戻って、今の中で「ゆとりある都市環境の形成」というようなこと、「ゆとりある都市環境」というのはどんな面でのゆとりなのでしょう。</p>
土地・水調整課長	<p>これは、土地利用基本計画の2ページの13行目ということでございます。これにつきましては、イメージしていただける資料といたしましては、これは第2章の基本構想の部分の考え方ということでございまして、具体的にはどういうことを結果として出したいかというのは、資料5の27ページを見ていただきたいのですが、この27ページの上から、5の「環境の保全と美しくゆとりある県土利用」ということで、第2章での基本構想で大きな方向性を打ち出し、第4章の必要な措置の部分では、具体的にではどういうふうにしていくのだということを書き込む部分でございまして、この部分で今、委員からご指摘のあった部分を受けてこういったことに取り組んでいきたいと思いますということとして、ここには、(1)から(7)まで、こういった方向でと具体的に書き込みをさせていただいております。</p>
長林委員	<p>これは、第5次計画ができた際、平成22年12月に議会で議決いただいて決定になったということでございますが、これは国の第4次全国計画を受けて第5次の県の計画をつくった際に、今後は人口低減時代に向けて、土地利用の中身を質的に向上させていこうというようなことで、全国的な取り組みがあった中で、福島県の中ではこういった形で取り組んでいこうということで設けたものでございます。中身といたしましては、ここに書いてあるようなものになります。</p> <p>すみません。中身のところはこちらの5章のほうは文言がうまく書かれているのでいいと思うのですが、それを抜き出して言葉として「ゆとりある都市環境」というのがどういふかがわからないということで、何かうまく、これでわかればいいのですが、どういふものがゆとりある都市環境なのかなというのかわから</p>

	<p>なかった、そういうところがございます。</p> <p>あと、おそらくこの基本計画書というものが最後に残ってくるところになると思うのです。そういう意味では、言葉を短くしたときにもわかるような書き方が必要なのではないかと。ありました。3/9のところ「美しくゆとりある都市環境の形成」というふうに。</p>
鈴木会長	34行ですね。
長林委員	そうですね。大変失礼しました。そこにはそういう言葉で書いてあります。
鈴木会長	これだとストーンといくということですか。
長林委員	こちらのほうがいいかなということだと思うのですが、場所によって抜き出してあるとどうかなという感じがします。理解がしにくいのかなという感じがしますね。
鈴木会長	長林さん、例えば、5のほうの国土利用計画のほうの、先ほど事務局のほうで説明していただいた27ページの「環境の保全と美しくゆとりある県土利用」というのは、ここでいうような、(1)から(7)までありますが。
長林委員	これですといいと思うのですが。
鈴木会長	この中身でいいということになると、これを独立したところに持ってくる時に、こんなにはしょってしまっているのだろうかということだと思います。いかがですか、事務局のほうで。中身がここまで書かれていたり、あるいは同じ土地利用基本計画の3ページのような表現だとストーンと落ちるような表現になっているところが、ちょっとわかりにくくなってしまったなということのようです。
土地・水調整課長	土地利用基本計画は、この基本計画書と基本計画図、五地域を図に落としたもの、それで土地利用基本計画となっております。計画書につきましては、もともと国土利用計画を受けての即地的な土地利用基本計画ということで、その国土利用計画の考え方、その部分をまず1番の(1)でご提示いたしまして、それで、最終的には土地利用の原則ということで、五地域の競合するような部分、そういったものを具体的に土地利用基本計画で調整していきましょうというのが眼目でございます。大きな考え方の部分については国土利用計画のほうで説明させていただきます。——若干、調整させていただくということで対応したいと思っております。
長林委員	わかりました。とりあえず、まだいくつかありますが、まとまっていませんので、もうちょっとまとまってから。
鈴木会長	わかりました。では、ほかの方で、2つのこの計画についてご質問やご意見がありましたらお願いします。
佐藤光俊委員	中間貯蔵施設についてはどういったところに位置づけていらっしゃるのかお伺いします。その辺、中間貯蔵施設もかなり大規模などうか、双葉地域に12カ所という形になっていますけれども、中間貯蔵施設の土地利用のあり方などをどういうふうに位置づけているのか、そこをお願いします。
土地・水調整課長	中間貯蔵施設は、放射性物質で大きな影響を受けた県土を回復する上での重要なものということで、検討部会でも話が出ました。その部分につきましては、基本構想の考え方の部分でございますけれども、資料5の9ページでございます。

が、ここの部分の2、行数でいきますと2の(1)の25行のところで「効果的・効率的な除染」、そういった中に大きくは含まれると。かつ、「放射性物質の汚染状況等を踏まえて的確に対応した土地利用を推進していこう」というのが大きな流れ、考え方ということで入れさせていただいたというところです。

では、具体的にどういことをやっていくのだということで、第4章、ページでいきますと22ページのところで、「原子力災害により放射性物質に汚染された生活圏・農用地・森林などにおいて、効果的・効率的な除染を推進するとともに、汚染廃棄物の円滑な処理を推進する」という形で、現在のところこの計画の中では受けたいと。実際、中間貯蔵施設については、今、議論中でございますし、生活環境部の環境基本計画ですか、そういったところでもこういった位置づけ、さらには総合計画でもそういった表現という位置づけになっておりますので、この国土利用計画についてもこういった表現で受けたいと考えています。

鈴木会長
佐藤光俊委員

佐藤さん、その上でご意見がございましたら。

明確に位置づけたほうが、土地利用のあり方を示す上で重要なという気がしますが、しかし、「汚染廃棄物の円滑な処理」というところがあいまいで、福島県の復興にとって一番重要なものが欠落しているのかなという感じがするのですけれども、具体的かつ、福島県の復興・復旧には欠かせないものでございますので、「汚染廃棄物の円滑な処理」ではちょっとよくわからないような気がするのですが、どうなのでしょう。

鈴木会長

もしもその際に、こんな言い方はどうかということをご参考までにお示しいただけると。我々もなかなかそこまでは。

佐藤光俊委員

中間施設をきちんと名前を入れていただきたいです。具体的に「中間貯蔵施設」という文言を盛り込まれたらいかがでしょうか。

鈴木会長

適切な場所に配置するというような感じですか。

土地・水調整課長

実は、これにつきましては、今、知事を先頭に、双葉郡の町村長さんとも議論しながら今後決定していくということになるかと思っております。現段階で具体的にこの計画で書き込む、あるいは箇所づけることについては、そもそも箇所づける計画ではございませんで、土地利用の方向性を示す計画でございます。さらに、その方向性についても、現段階で今は調整中ということでございます。

鈴木会長
企画調整部長

では、部長のほうからお願いします。

今、ご指摘の部分につきましては、これは総合計画を見直す際にもいろいろ議論があったかと思っております。それで、今も課長から申しあげましたように、中間貯蔵施設につきましては、県としてもその必要性は十分認識をしておりますし、それがなくては除染が進まないということも十分わかっております。

ただ、今現在、中間貯蔵施設については、国から示された12の調査候補地点について、その調査に入らせていただきたいということを、今、地元の町村と調整を進めているところでございます。したがって、具体的に中間貯蔵施設のあり方、その中間貯蔵施設という名称を使ってのあり方を県の総合計画でも今の段階で書き込むことはできないという判断がございました。これは、もう少し状況を見まして、中間貯蔵施設の状況が進んだ段階で、必要があればその部分

については見直しをしていきたいというふうに考えておりますけれども、今、県として中間貯蔵施設のあり方そのものを具体的に総合計画でも細かい内容でお示しすることもできない状況でございましたので、この計画においても、それを踏まえて、申し訳ございませんが、今の段階ではこういう書き方でお示しするしかないのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

鈴木会長

佐藤委員のご意見は、いずれ中間貯蔵施設は避けては通れない、こういう課題なので、中間貯蔵施設が福島県の県土利用にとってはすごく重い課題であるということのはっきりしているので、その中間貯蔵施設という課題だけでもどこかに頭出しできないかと、こういうご意見だったのでしょうか。全くこの名称を除けるかというのと、それは中間貯蔵施設は多分どこかで消えてしまうことはないものだから、それはどこかで、県土の利用を考える上でも重い課題であるというくらいは書いてもいいのではないかとというのが佐藤委員のご意見のようですが、この件について、ほかの委員の方々のご意見も承りたいのですが、いかがでしょうか。県のご説明はそのとおりですし、我々部会のほうでもこの扱いは難しいなというのがあったりして踏み込んでいません。ほかのご意見がございましたら。これから丁々発止、これから、今も渡り合っているところだと思います。

長澤委員

今の意見に私も関わった意見を述べさせていただきたいのですけれども、こちらの国土利用計画のほうの29ページですか、「県土利用の総合的マネジメントの推進」とあります。それから、土地利用基本計画のほうですと2の9のところに「⑤県土利用の総合的マネジメントの推進」という中で、最後の33行に「特に原子力災害」云々と、こちらも(3)で「原子力災害に対応した総合的マネジメント」ということで、情報共有、合意形成ということが書いてあります。この中に、今おっしゃったような中間貯蔵施設、非常に地域住民の合意形成がなければ成立しないというのが現実でして、南相馬市、それから小高区内、その他もですけども、非常にその辺、行政と地域住民との話し合いが一向に進まないというところがございまして、今後やはり「原子力災害に対応した総合的マネジメント」の中で、やはり行政側、これはさつき課長さん並びに部長さんがおっしゃったように、もうこれはスタートを切ると、行動段階ですよということを先ほどおっしゃいましたけれども、まさにそうでありまして、地域住民、特に被災地域では、とにかく行政と地域住民が信頼関係を構築した上で物事を進めていかないと復旧・復興というものが前に進まない。特に南相馬市の場合は、なかなか合意形成に至らないのです。それはなぜかといいますと、やはり、住民側の長い、そこで生きてきたさまざまな生活慣習、それからものの考え方、それから、それに対する市町村・県の行政サイドの対応というものに齟齬があるのです。そのところをやはり、今後このようにきちんとこれが決められれば、やはりそのところはグローバルに、それから、行政目線ではなくて、やはり現場主義で物事をやっていくという、やはりそういう姿勢を貫いていかないと、たとえ中間貯蔵施設の件についてもなかなか前に進めないというのが現場の状況ですので、その辺はやはり情報の可視化、それから共有、それから合意形成には丹念に時間をかけていくというような、私は相互の姿勢というのですか、それが一番大切ではないかと

鈴木会長	<p>常々感じております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>中間貯蔵施設も含めて、今、長澤さんからご説明していただいた部分で、これからどうやって情報共有をして合意形成をするかというのは、特出しでこの構想の中に、国土利用計画・土地利用基本計画、書かれているというふうに受け止めていただけるものかと思いますが、どうでしょうか。——足りないですか。早矢仕さんのほうからどうぞ。</p>
早矢仕委員	<p>私も、文章を見せていただいて、なかなか被災地と行政サイドというのが、被災各町村の連携というものが、本当に今、全然とれていないという状況だと思うのです。本当にそれが、どういうふう調整してどういうふうに進めていくかという進路が決められない状況だと私は自分なりに把握しているのですけれども、やはり、「県土利用の総合的マネジメントの推進」というふうに言葉をうたっていくと、必ず中間貯蔵施設というものの重要性が、福島県の本当に重要な課題になってきます。そこを、この中に少しでもうたっておかないと、もう一度総合計画の中で、あのかのときの会議はどういうふうになったのと言われいいのかなどは私に思っていたものですから、だから、私の中でも、どういう結論をつけるかというのはまだ全然情報も何も入っていないのでわからないのですけれども、そこは難しいところだと自分でも思っているのですけれども。</p>
鈴木会長	<p>事務局のほうにお尋ねしますが、国土利用計画のほうでいうと 30 ページの最後のところの「総合的マネジメント」、それから、土地利用基本計画のほうでは 2 ページの真ん中、ちょっと下のほうにある「県土利用の総合的マネジメントの推進」というあたりで、ここの⑤の最後のところでは、総合計画マネジメントというのは別にこの今の原子力災害と関係なく進めないといけない。しかし、特出しをして、33 行目から、「原子力災害により当面利用が困難な土地の利用についてはこうした取組をより積極的に」というのは総合的なマネジメントだし、国土利用計画でいう①②のようなものを具体的に展開するということになりますよね。そのときの表現の中にちょっと工夫が必要かもしれませんね、今のご意見を聞いていると。</p>
土地・水調整課長	<p>この部分は、実は今の皆様のご意見のとおりで、そういった検討部会での議論を受けて、いわゆる今後住民同意をもとに行政・関係機関が情報の共有を持ちながら、今後合意形成し土地利用をしていこうという部分を入れたらいいのではないかと、この部分を新たに、「総合的マネジメント」の部分に特出しで（3）で加えたという経緯がございます。</p> <p>ここで、こういう文章になったのは、まさしく今ご議論があったような点を踏まえて加わったということございまして、まだ知見がはっきりしない部分、あるいは今後どうしていこうかという大きな方向性が決まらない部分、そういった部分については、これまでもあった総合的マネジメントの中で、特に原子力災害については今後さまざまな議論を積み重ねながら前に進んでいく必要があるだろうということでここに書いたという経緯がございます。現段階で中間貯蔵施設のいろいろな議論、あるいは材料が出てきているということでございますが、あ</p>

鈴木会長	<p>の時、あの段階で、昨年の9月ごろだったかと思えますけれども、こういった部分が入ってきたという経緯を踏まえて考えてみますと、さらに具体的などということになると、具体的な固有名詞とかそういうことになろうかと思えますけれども、現段階でまだ、昨年の9月、ここに書き込ませていただいた状況、いわゆるこれは手続き論でございますけれども、そういった部分で進めていきたいと思いますという状況からそんなに外れてはいないのかなという印象でございます。</p>
加藤委員	<p>要は、先ほど来言われている意見は、この中で受け止められないかということ、受け止められるのです。表現が弱いということだけで趣旨はこの中でくみ取れると僕は思いましたので先ほどのような言い方になったのですけれども。</p>
鈴木会長	<p>趣旨は非常によくわかりましたのでこれでいいのですが、どうしても「当面利用が困難な土地における」というのは私も引っ掛かるので、ここはこんな土地利用プラス、例えば「復旧・復興に関するような土地利用に関しては」みたいなプラスアルファもあるわけです。中間貯蔵の名称あるいは場所もまだ決まっていないので書き込めないとすれば、もう少し「必要な土地に関しては」というような、困難な土地にかかわらずというような形で入れればいいのかと思います。</p>
瀬戸委員 (代理：佐藤様)	<p>整理しましょうか。これを事務局のほうで受け止めていただいて、僕は、大枠がこれでよければご了解いただいて、最後の段階で答申案にするための手続きを事務局と、後で言おうと思っていたのですけれども、私のほうで最終段階でまとめていきますので、そこで最終的にどういう受け止め方をするかということをお任せいただくということによろしければ、今の議論もその課題として一応事務局のほうに引き取っていただくということによろしいでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>今日は代理で出ていますけれども、やはり、県内の除染を進めるためには中間貯蔵施設というものが極めて重要なことは間違いございませんが、やはり今、避難されて、戻りたくても戻れない方がいるということで、この言葉に対しても敏感になっていらっしゃると思います。今、15万人以上の方が福島県で避難しているわけですから、その実態、被災されて困っている方側の心情も、この総合計画にはやはり慎重な配慮をして定めたほうが良いと私のほうでは思います。</p>
渡邊委員	<p>ありがとうございます。福島県の場合には、これとは別に総合計画あり、復興計画あり、それぞれのところで同じような議論をしながら積み重ねた結果の反映が、この土地利用計画ということになってきているので、そこいらの整合性だとかということも県のほうにはチェックをいれていただかないといけないという側面があるので、これだけ突出するわけにいかないというところがあるかもしれません。その点は、県の関係部局のほうで調整しながら、今の議論を踏まえながら、調整可能であれば考えてみていただきたいと思います。そんな受け止め方にさせていただいてよろしいですか、今の部分、中間貯蔵施設の関係で。――では、それはそうしましょう。</p>
渡邊委員	<p>ほかの点で何かございましょうか。</p> <p>この土地利用計画とか、復興にあたって、やっぱり年明け早々、新年早々、新聞とかテレビ報道で手抜き除染の報道が流れています。それで、ちょっと私が疑問に思った点があるのですけれども、この除染というものは、国の考えが県に下</p>

鈴木会長	<p>りて、各市町村が統一した考えによって除染が進められているものだと私たちは考えていたのです。しかし、今日、瀬戸市長さんの代理で出ていらっしやいますけれども、私たちの福島市に問い合わせをかけたときにちょっと疑問に思ったことなのですけれども、テレビや新聞で報道されている区域のあの手抜き除染は国の責任だといわれたのです。それで、福島市はそれとは別できちっと別のやり方でやっているから絶対手抜きはないというふうな回答だったのです。</p>
渡邊委員	<p>ごめんなさい。今、佐藤さんが来ているのは、瀬戸市長の代理ではなく、市長会の代理です。</p>
鈴木会長	<p>すみません。それで、除染なのですけれども、今申し上げたように、私たちは国の考えによってすべて福島県の除染が統一されたやり方でやっているものだと思ったのですけれども、そうではないというふうに私の住む福島市からは回答を得たのです。</p> <p>それで、やっぱり、今、長澤さんも言われたように、地域住民や各市町村との合意とかそういったものを関連して考えると、各市町村が別のやり方だとか何とかというふうになってくると、今の手抜き除染といったように不信ばかりになってしまって、除染が進まなければ土地利用計画もできないものとなってくると思います。それでやっぱり、その辺をきちんと福島県として、やり方というか、そういったことをきちんとした一本化というか、そういったことで進めていただくことはできないものなのかなと思っていますので、その辺よろしくお願いします。</p>
渡邊委員	<p>ここで議論するのはきついですね。要するに、県に除染対策課というところができていて、県と国と、あるいは市町村の橋渡しをしたり、いろいろなことをやっていますので、国土利用計画としてはこれで、では今のような除染計画は、除染の問題点はどこでやればいいのかという、このレベルからもうちょっと具体的な部局で対応しないと、この中に技術的な問題のトラブルを書き込んでいくのは難しいのではないかと思います。ご発言の趣旨はわかります。それが国土利用計画を運営する上で問題ということになると、個別のそういうトラブルみたいなものはこれからまた出てきますので、それは多分、国土利用計画の範疇の中ではないところで、あるいはここでいうと総合的マネジメントをどうするのかという話として受け止めさせていただくわけにはいかないでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>各市町村、これから除染がどんどん進む中で、やり方がすごく格差が出る。</p>
土地・水調整課長	<p>ですから、その話をこの中でやることはすごく大変ですね。その問題は当然これから出てくるし、先ほどどなたかがおっしゃっていたように、被災地、汚染された地域の人たちの心情に合った表現をするということはわかるけれども、これから個別の事業をやっていくときの細かいトラブルを含めてたくさん出てくることについて、国土利用計画のレベルで書き込むことなのかどうかということがありそうな気がします。その点について、事務局のほうでいかがでしょうか。</p> <p>除染が県土利用において非常に重要なテーマだということで、今回、大きな柱ということで除染を進め、県土利用回復といったところを大きな柱にしております。その除染につきましてはいろいろな方法で取り組んでいます。今申し上げますと、国・県・市町村、実は汚染対処特別措置法で国直轄の部分と、それぞれ指</p>

定された 40 市町村がそれぞれのところで取り組むというようなどころがあり、県はその橋渡しというのですか、それが円滑にいくように取り組んでいるという仕組みになっております。国・県・市町村がこの法律に基づいてそれぞれに取り組んでいると、さらに知見を集めながら効果的なものに取り組んでいるというのが実態だということをご理解いただきたいのです。この計画では、そういった除染のもとに利用を回復していく、つまり、放射性物質をなくすという方法もございますし、ありながらも農地として利用していく手法、そういったところにも取り組んでおります。さらには、時間がたつことによって低減していく、そういった方法も取り入れられないかというようなことで、今、さまざまな方法で取り組んでおります。新聞報道されている部分については、各技術的な部分でまだそろっていないということがあって是正していかねばいけない部分だと我々も考えておりますけれども、全体的には法律に基づいてそれぞれの分野で一生懸命頑張っている、なかなかうまくいかないけれども頑張っていると。それを繰り返しながら、この計画としては、そういった除染を推進しながら県土回復、県土の利用回復、そういったものを方向性として進めていきたいと思います。頑張りたいと思います。

鈴木会長

よろしいですか。すみません。

ほかにございますか。

長澤委員

一つお聞きしたいのですけれども、国土利用計画の 22 ページの第 4 章です。「計画を実現するために必要な措置の概要」、それから、こちらの基本計画のほうですと、1 ページの、まず「土地利用の基本方向」の中の①、「復旧・復興・再生のための土地利用」、これは施策のほうとして私読ませていただきまして、続きましてこちらの復興計画、これの中に、復興計画の地域別施策、これは具体的です。あしたからもうしますよというような復興計画の内容になっておりますが、この中でお聞きしたいのは、各地域別の取組が書いてありますが、私は相馬エリア・双葉エリアのところを質問させていただきたいのですけれども、例えばインフラ整備、私たちにとっては交通が今一番、私たちの日常生活で大変困難を来しております。今日も、私は南相馬から川俣線、あの一本道路なのです。それが、あの一本道路しかありませんので、朝夕はものすごいラッシュです。事故も多発、そういった状況です。

皆さんご存じのように、白石から川俣にある七曲のところを、今、直線でやろうとしておりますが、あそこは県道なので、3・11 前からあそこは工事が入っております。しかし、まだまだ私も大分福島まで来ておりますのでしょっちゅう通りますからわかるのですけれども、非常に遅々として進まない、それが一つあります。それは国道であればもっと速やかにできるのではないかなと思いつつ通っています。県道ですので、多少その辺が遅れてしまっているのかなというのが 1 点と、八木沢峠のトンネル化というのも浮上しておりますが、これもまだ、ただうわさとして聞くだけです。

その一方、相馬から福島の方は、先ほどおっしゃいましたように、まず東北中央道ですか、そういうことで、全部あそこにつながっていきます。あれは急ピ

タッチで進んで、ものすごい勢いで今やっておりますので、そういった復旧・復興のインフラ整備が、やっぱり地域によって違ってきているということは、地域住民にそれだけ、私たちの復旧・復興に不安感をものすごく抱かせているということが現実にあります。

そこで、優先順位というものは、この復興計画の地域別の取組というのはどこで決めていくのか、例えば、市町村レベルなのか、地域住民との話し合いなのか、それとも県の取組であれば県なのか、それとも国の特措という法の中でやっていくのか、その辺ちょっと、どのような今実態なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

復興計画のほうの話としてお受けするわけにいきませんか。

はい、結構です。

大分時間が経過しておりまして、冒頭にお話ししましたように、今日、大枠でご了解いただく、もちろん先ほどから言っていますように、皆様のご意見を事務局と私のほうで最終的な答申案にまとめるという作業があります。それで、そのことをやった上で知事のほうに答申をしたい。その答申案になったときにはもちろん皆さんにお知らせしますが、そんな格好で今日の2つの計画原案について、見直し案でしょうか、この提案をご了解いただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっといいですか。細かいことですが、計画の内容は反対意見はありませんで、非常によくまとまっているということを前提に、先ほど来気になっていましてのは基本計画書なのです。長く文章を書くときにはいいのですが、短くしてしまうと理解が多様に理解できるような文面になっているので、そこを直していただきたい。また、直す文面につきましてはお任せしますのでお願いします。

4ページですが、1行目から4行目なのですが、「このような中、農地や森林については」と、ここが主語ですよ。そうすると、まずは保全と整備を進める、それからNPO云々、多様な主体により管理を図る。併せて野生生物云々とあって、最後の文章を受けて、「配慮しつつ」、ここまではその説明です。そして「里山などの身近な自然環境や景観の保全を図る」と、主語と動詞の関係でいうと、農用地や森林については景観の保全を図るというのが動詞になっているのでしょうか。それを受けた言葉、動詞というか。それとも、例えば里山などの身近な環境と併せて自然環境と景観の保全を図る、どっちをねらった文章なのか理解できないのです。ですから、これを短くするときちょっと気をつけて文章を直していただくと、どういうふうに理解したらいいのか、読み手によってどうでも理解できます。

指摘だけよろしいですか。それから、その下の文章も、8行目から13行目なのですが、中山間地云々で土地利用を図る、ここまでは土地利用のところ。なお書きで、野性鳥獣による云々とありまして、傾向にあり、被害防止対策を推進するというのは、これは土地利用としてやるのか、また別にこういうものをアクションとしてやるのか、これがちょっと理解できないので、土地利用というのはおそらく抜本的な解決をするために何かそういうことも踏まえた利用のあり

鈴木会長
長澤委員
鈴木会長

長林委員

方を考えるというような書き方になるのかなというふうに考えたのですが、ちょっとそこも理解できないです。

先ほどのあれですが、「美しくゆとりある」というと、2ページ目ですか、13行目、ここは大きい状態ですから、ここを「ゆとりある都市環境の形成」、それから確保、それから歴史的な何とかと書いてあって、それを踏まえた、ここからですが、「個性ある景観の保全・形成を推進する」というと、形成とかそういうものが二重になっていますので、それをうまく整理していただけると、誰でも読んで分かるような文章になる。非常に細かいところで申し訳ないのですが、ぜひご検討くださればありがたいと思います。

以上です。

鈴木会長

国語力が試されています。ありがとうございました。

そういうことを含めて、最終的な答申に持っていくためにちょっと作業があると思いますけれども、そこいらをお任せいただくということで皆さんからご了解をいただいたという扱いにさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

鈴木会長

ありがとうございます。それでは、そんなふうに議事1はここで終了させていただきます。

あとは「その他」なのですが、事務局のほうから、先ほどの復興計画のご発言がありました。少し関連づけてご発言いただいても結構です。お願いします。

復興・総合計画課長

それでは、2つほどご説明をしたい案件がございます。

1つは総合計画の話でありまして、総合計画につきましては、昨年皆様方に大変ご苦勞いただきまして答申いただいて大変ありがとうございました。先ほど部長からありましたように、12月20日に決定をしたということでありまして、11月13日にこの審議会で最終案を検討していただいて概ね了解を得ましたが、その後の経緯を少しご説明させていただきたいと思います。

11月13日、審議会で概ね了承されましたけれども、文言の修正等がありまして、塩谷部会長、それから鈴木会長の了解を得まして修正をかけてございます。その後、11月22日に鈴木会長と塩谷部会長から知事に答申をしていただきました。その後、11月26日に県としての案を決定させていただいて、その中で、名称は「ふくしま新生プラン」とさせていただきます。

それから、基本目標でありますけれども、皆様方にその時点ではご説明はしておりませんでしたけれども、基本目標として「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」と、今日の資料の7のちょうど真ん中ぐらいのところにありますけれども、そういう基本目標にさせていただきました。これは、県民すべてが夢や希望を持っていきいきと活躍できる社会、それから、安心して暮らして笑顔に満ちあふれた社会、さらに原子力に依存しない新しい社会を目指す、そういう意味を込めてこういう基本目標にさせていただいたところでございます。これを、その後、12月議会に提案をして12月20日に議決をいただいた。そういう段取りで進みました。

今月以降、これから周知と実行ということになると思いますけれども、とりあ

えず1月は周知ということで、各種広報の媒体を活用いたしまして県民に周知をします。1月27日、今日もいらっしゃっておりますけれども、民報さん、民友さんのご協力も得まして、県政特集ということで10段の紙面をいただきまして、そこで広報させていただきたいということもあります。それから、市町村に対する説明会も開催する予定であります。それから、各団体の機関誌を借りまして、その中でこの総合計画の周知をさせていただくと、こういうような段取りにしております。これから新計画の進行管理ということで、また審議会の皆さんにご協力をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

総合計画は以上であります。

それから、関連をします復興計画についてもご紹介をさせていただきたいと思っております。総合計画の見直しと同時並行的に復興計画の見直しもしております。見直しの視点としましては、これも先ほど部長からありましたけれども、避難指示区域の見直しが今、進められておまして、これに伴うものということで、避難指示区域の見直しで長期に帰れない区域が発生する、逆に帰還を進める地域も明らかになるということでもありますけれども、その長期に帰れないほうにつきましては、新たな生活拠点を整備するという視点で復興計画の追加をしております。それから、帰還を進める区域につきましては、帰還を加速するための取組をしようということで、取組を追加しております。それからもう一つ、復興計画の進行管理をしていく中で、評価・検討委員会を立ち上げておりますけれども、この委員会からいただいた意見を反映させるというような見直しもしております。

この主なものとしては、情報発信を強化する。情報発信というのは、福島の今の姿を国内外に向けて発信するというのと、避難者の皆さんに生活情報などをきちんと伝える、そういう2つの観点から情報発信を強化していくということ。それから女性、特に母親の目線を踏まえた取組を充実させていく、そういうことでこの見直しを行いました。これも12月28日に決定して公表をさせていただいたところでありまして。本日は概要版ということで、資料の8になりますけれども、それをお配りしております。

主なところで、この復興計画ですけれども、今さらご説明するまでもないと思っておりますけれども、この計画の中で予算の重点配分など特に力を入れて進めるものを重点プロジェクトとしておりますが、それは資料の2枚開けていただいて見開きでプロジェクトが載っているかと思っております。左上の環境回復、いわゆる除染のところから、右下の県土連携軸の強化というところまで12のプロジェクトということで整理をしております。このうち、「2 生活再建」というところで、先ほど言いましたように、すぐにでも帰れるところとなかなか帰れないところということでの追加ということで、2番のところ、3の帰還に向けた取組として、生活環境の整備だとか、例えば従業員の宿舎、復旧・復興に従事する人の宿泊場所の確保、そういうようなところを追加しています。それから、長期間帰れないところとして、その下の4で、長期避難者の生活拠点の整備というところがございまして。この中では、具体的には復興公営住宅の整備だとか受け入れ自治体との調整だとか、そういうところを具体的に追加しております。それからもう一つ、

6として避難者を支える仕組みというところがあるかと思いますが、ここは具体的に居住証明だとか避難者を正確に把握する仕組みだとか、そういうところがここに含まれております。そういうところを追加しているということでもあります。

そのほか、また2枚ぐらい開けていただいて一番最後のページでありますけれども、先ほど言いました情報発信、それから女性の目線に関しましては、「復興の実現に向けて」というところで、一番最後のページの左上のほう、一番上に情報の発信というところを追加したというか、強化したというところでありまして、先ほど言いましたように、1つ目の○では本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況を国内外に発信するということと、被災者向けの情報をきちんと伝えるというようなことをここに盛り込んでいます。それから、女性の目線では、その下の民間団体や県民との連携の○の2つ目、母親、若者、高齢者等、多様な主体からの意見反映を一層推進して、その主体的な活用の促進や協働を推進する仕組みや体制づくりを進めるというようなことで見直しを進めたところでございます。

この復興計画につきましては、この12のプロジェクトを総合計画の中に、これも総合計画の中でご説明したかと思いますが、復興計画の12のプロジェクトを総合計画の中にも位置づけております。この復興計画については、そういう意味では総合計画の一部になっていると思っておりますので、今後は総合計画と復興計画を一体的に進めていきたいと思っております。そういう意味でも皆様方にご協力をいただきたいと思っております。

それから、併せて、先ほど長澤委員からインフラ整備の関係で、その地域によって進み具合が大分違うのではないのかと、住民が不安感を持っている、その優先順位をどうやって決めているのかということでもあります。

特に、長澤委員が言われた道路の中で、中通りと浜通りを結ぶ道路というのは今回の復興に向けて非常に重要だというふうに県としては認識しております。復興計画の中にもきちんと位置づけをしております。そのうち、特に8本の道路を戦略的的道路整備ということで優先的に整備をすることにしております。

それは具体的に言いますと、県道原町川俣線、国道114号線、国道288号線、県道小野富岡線、県道吉間田滝根線、それから、道路名は特にありませんけれども、小名浜港と常磐高速を結ぶ小名浜道路、これが横軸で6本です。それから、縦として、国道399号、国道349号、この8本を戦略的的道路整備ということで、中通りと浜通りを結ぶ道路は一生懸命というか、意欲的に整備をするわけなのですけれども、この8本をその中でも特に重点的に整備しようということで復興計画の中に位置づけをしているということでもあります。

復興計画にはそう位置づけましたけれども、さらにその道路の中で、どこをどういうふうに整備していくのかということまでは復興計画の中には書き込めませんので、それはその道路の整備をする中で、道路整備をする担当部局、国がやる場所もありますし、県がやる場所もありますし、市町村がやる場所もあると思っておりますけれども、それはその担当のところではどういうふうにしていくの

鈴木会長	<p>が一番効率的な整備かということを考えながらやっていくというようなことだと思っておりますので、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>ちょっと長くなりましたが以上であります。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今のその他の中で扱われた説明について、何かご意見、ご質問はありますか。</p>
長澤委員	<p>今のお話で安心を抱くことができました。私の仲間の人たちにもそれは伝えることができますけれども、いち早く、ともかく情報を提供していただきたいと思っております。今後とも、そのような情報を素早く地域住民、県が伝えるべき役割をよろしく願いしたいと思っております。</p>
鈴木会長	<p>以上です。</p> <p>よろしいでしょうか。ほかにいいですか。</p> <p>それでは、事務局のほうで、今のご説明以外に何かございますか。——よろしいですか。</p>
企画調整部長	<p>一言御礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>実は、県の総合計画審議会、現委員の皆様、今日が任期中の最後の会議でございます。皆様には平成23年2月15日から委員を委嘱させていただきました。本当にありがとうございます。</p> <p>思い起こせば、皆様が就任後、一月足らずで大地震ということでもございまして、総合計画の一部見直し、そして昨年の全面的な見直し、それから、国土利用計画、土地利用基本計画の見直しということでもやってきました。皆様には短い間に非常に濃密な中身の濃いお仕事をお願いしたところでございます。皆様のご労苦に報いるためにも、今回決定したような計画に基づいて、県として復旧・復興に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。皆様には今後ともさまざまな立場で県土の復旧・復興に向けてご支援、ご協力をいただければと思っております。本当にありがとうございました。</p>
鈴木会長	<p>それでは、本日の議事はこれで終了いたします。今、部長からありましたように、我々の任期の最後ですので、もうお会いしないかもしれませんが、今までの審議会にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
司 会	<p><閉 会></p> <p>それでは、以上をもちまして、福島県総合計画審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は誠にどうもありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りになってください。</p>

(以 上)